

新発田市監査委員公表第2号

定期監査結果の公表について

令和5年度定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年3月13日

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 板 垣 功

令和5年度定期監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員 坂上徳行

監査委員 石山洋子

監査委員 板垣 功

なお、今年度の定期監査に際して、石山洋子前監査委員は、令和5年6月11日まで関与し、板垣功監査委員は、同年6月12日から関与した。

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

① 監査の対象課、機関、局等

ア 市長の事務部局

みらい創造課、人権啓発課、税務課、環境衛生課、市民まちづくり支援課、高齢福祉課、健康長寿アクティブ交流センター、こども課、社会福祉課、農林水産課、地域整備課、維持管理課、建築課、財産管理課、下水道課

イ 教育委員会の事務部局

教育総務課、文化行政課、文化芸術振興室・市民文化会館、生涯学習課、生涯学習センター、新発田地区公民館、豊浦地区公民館

ウ 農業委員会事務局

エ 水道局

② 監査の対象範囲

ア 5月に実施した課等にあつては、令和4年度の財務及び事業管理に関する事務と令和3年度及び4年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

イ 10月以降に実施した課等にあつては、令和5年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和4年度及び5年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、法令等に従い適正に処理

されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性といった観点についても留意し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 指定管理者との年度協定の締結、委託料の支払い、実績報告等は、適正に行われているか。なお、指定管理者の指定後、最初の監査であるときは、一連の指定手続が法令等に基づき適正に行われているかどうかについても実施する。
- ⑤ 出勤簿、休暇整理簿、時間外（休日）勤務命令簿、週休日の振替簿・代休日指定簿及び出張命令簿が、正確に記載され、適正に処理されているか。また、時間外勤務手当、旅費の支給は適正であるか。
- ⑥ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑦ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑧ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑨ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所

監査委員事務局

(6) 監査の実施期日

令和5年5月11日から令和6年1月26日まで

(7) 監査の方法

監査開始前に所属長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

上記「監査の着眼点及び主な実施内容」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、行政の組織及び運営の合理化におおむね努めているものと認めたが、次に掲げるとおり、一部に是正、改善又は注意を要する事項があった。

特に、「契約事務」「補助金等交付事務」「文書事務」において、法令、条例、規則、等に基づき適正に処理がされていないものが多数確認された。

契約事務については、工事請負契約で本来、一体として設計、発注すべき工事（自然災害等の復旧や緊急であることが客観的な事実に基づき説明ができる場合を除く）を、予定価格が新発田市契約規則第29条第1号の随意契約の限度額（工事又は製造の請負 130万円）を超えないように設計し、分割契約を締結している事例が少なからず確認された。

分割発注のあり方について、公平性・公正性・競争性の観点より契約方法を検討し全庁的に統一した考えのもと契約するよう強く要望する。

また、予算規則において、あらかじめ執行伺を作成し決裁を受けることとされ、記入しなければならない項目も定められているが、執行伺が行われていないもの、記載項目の漏れが多数確認された。

補助金等交付事務では、交付申請から額の確定までの一連の事務処理の過程で不整合な部分が見られた。特に「交付の決定」や「額の確定」の際に、書類等の審査、必要に応じた現地調査等を行わず交付事務を進め、適正な審査に基づき交付したとみなしがたい事例が多数確認された。

文書事務については、文書等は、行政活動の基本的、かつ、不可欠な伝達手段であるとともに、情報公開及び個人情報保護の対象であるため、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常に整理し、処理後の保管及び保存を適正に行わなければならない。

新発田市文書管理規程と異なる処理をしている事例が多数確認され基本的な手続きが理解されていないかった。

この他、サービスについて、公務中における交通事故により賠償金を支払う事案が多数確認された。市民の信用を失わないよう再発防止に職員が一丸となって取組まれない。

なお、前回の定期監査において指摘したにもかかわらず、是正されていない事例が確認された。確実に是正するよう強く要望する。

また、指摘まで至らないが軽微な注意事項がすべての部署において確認された。この軽微な事項の積み重ねが、やがて大きな問題となりかねないため、更なる職員の資質向上を強く要望する。

各課等監査状況は次のとおり。

監査対象	監査年月日	特記事項
豊浦地区公民館	令和 5年 5月11日	契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
健康長寿アクティ ブ交流センター	令和 5年 5月15日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
農業委員会事務局	令和 5年 5月18日	文書事務について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものがあった。
人権啓発課	令和 5年 5月22日	おおむね適正と認めた。
維持管理課	令和 5年10月 5日 ～6日	① 公務中の事故により、賠償金の支払があった。 ② 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。 ③ 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ④ 文書事務について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものがあった。 ⑤ 公共用財産使用許可について、適正を欠く事務処理があった。 ⑥ 物品の事故報告について、新発田市財産管理規則に定められた処理を行っていなかった。
地域整備課	令和 5年10月10日 ～11日	おおむね適正と認めた。
みらい創造課	令和 5年10月12日 ～13日	おおむね適正と認めた。
高齢福祉課	令和 5年10月16日 ～17日	契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
下水道課	令和 5年10月26日 ～27日	契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
市民まちづくり支 援 課	令和 5年10月30日 ～31日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 公務中の事故により、賠償金の支払があった。 ③ 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
環境衛生課	令和 5年11月 6日 ～7日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。

こども課	令和 5年11月13日 ～14日	① 施設の使用許可について、適正を欠く事務処理があった。 ② 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。
社会福祉課	令和 5年11月16日 ～17日	おおむね適正と認めた。
教育総務課	令和 5年11月20日 ～21日	① 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 文書事務について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものがあった。
税務課	令和 5年12月11日 ～12日	おおむね適正と認めた。
水道局	令和 5年12月14日 ～15日	おおむね適正と認めた。
財産管理課	令和 5年12月21日	おおむね適正と認めた。
文化行政課	令和 6年 1月11日	補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。
文化芸術振興室・ 市民文化会館	令和 6年 1月15日	おおむね適正と認めた。
生涯学習課	令和 6年 1月18日 ～19日	おおむね適正と認めた。
新発田地区公民館	令和 6年 1月18日 ～19日	公務中の事故により、賠償金の支払があった。
生涯学習センター	令和 6年 1月18日 ～19日	おおむね適正と認めた。
農林水産課	令和 6年 1月22日 ～23日	① 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 公務中の事故により、賠償金の支払があった。
建築課	令和 6年 1月25日 ～26日	職員の服務について、適正を欠く事務処理があった。